

## 申請書の個人番号（マイナンバー）の記載について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月より介護保険関係申請書類に個人番号（マイナンバー）欄を追加いたしました。個人番号を記入いただいた場合は、確認書類が必要となりますので、以下をご確認ください。

**※ 記入が前提ですが、未記入の場合も受理します。この場合、確認書類は必要ありません。**

[個人番号（マイナンバー）を記入いただいた場合の確認書類]

**ご本人による申請** ※郵送による申請は、コピーを添付してください。

**1. 本人の身元確認**

- ① 写真付きの公的な証明書（氏名と生年月日、又は氏名と住所が記載されているもの）1点  
個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書など
- ② ①以外の場合は、健康保険者証、年金証書、介護保険被保険者証、負担割合証、住民票の写し、税金・介護保険料等の領収書など2点

**2. 本人の個人番号（マイナンバー）確認**

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等

**本人以外による申請** ※郵送による申請は、コピーを添付してください。

本人以外の方が申請される場合は、代理権の確認が必要になります。

**1. 代理権の確認**

本人からの委任状（原本）または、本人の身元確認ができる書類等（写真付きでなくても可）1点

**2. 代理人の身元確認**

本人の身元確認に同じ

**3. 本人の個人番号（マイナンバー）確認**

本人による申請に同じ

**その他**

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書の個人番号欄は記入せず、空欄のまま申請してください。